

！主婦と税（パートと税）

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定されますが、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超えると受けることができません。

【問 合 先】税務課

！地方税の電子申告（eLTAX）

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

笠松町では、個人住民税の給与支払報告書の提出、法人町民税の申告書の提出、固定資産税償却資産申告書の提出に利用できます。

手続きは自宅やオフィスから利用でき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。

詳しくは、ホームページ（「eLTAX」で検索）をご覧ください。

【問 合 先】eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459



！電話健康相談

健康のことで、日ごろ気になっているちょっとした疑問やお悩みごとなど、県内で開業している医師が医科領域の相談に応じます。お気軽にお電話ください。

【日 時】11月27日（日）

午前10時～正午

【相談・問合先】県保険医協会

☎267-0711



！はかり定期検査を受けましょう

はかりの定期検査を次の日程で行います。計量法の規定により、取引・証明に使用されるはかりは2年に1度、定期検査を受けなければなりません。

対象となるはかりをお持ちの方は、必ず検査を受けてください。この検査を受けないで、はかりを取引・証明に使用すると計量法違反行為となりますので、ご注意ください。

検査場所へは、はかり（付属品含む）と手数料（岐阜県収入証紙）を持参してください。

～検査対象となるはかり～

- ・はかり売り商品に使用するはかり
- ・食品関連事業所（製造・加工・販売）で商品を袋詰めする際に使用するはかり
- ・医療機関や薬局で使用する調合用のはかり
- ・学校、医療機関で健康診断に使用するはかり
- ・宅配便に使用するはかり など

【日 程】

月日	検査時間	場所
11月7日（月）	午後1時～3時	JAぎふ はぐり支店 （岐南町三宅9-50）
11月8日（火）	午前10時～午後3時	歴史未来館 多目的ホール （笠松町下本町87）
11月16日（水） 11月17日（木）	午前10時～午後3時	JAぎふ 正木支店 （羽島市正木町大浦583）

※検査料金は、はかりの種類によって異なりますので、詳しくはお問合せください。

【問 合 先】岐阜県計量検査所 ☎254-8188

消火器・消防防災施工保守点検管理

SANDA

株式会社三田防災

本 社／〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL:058-388-0607代 FAX:058-387-5115

営業所 羽島・岐阜・名古屋・四日市

本買います！

あなたにとって必要なくなった本でも、必要としている人がどこかにいるはず。

長年研究・収集・コレクションなされた要読書から最新アニメ、コミックまで、年代にかかわらず大切にしていた書籍を、お電話一本で出張買取いたします。

片づけるのがめんどくさい…
売りに行くのがめんどくさい…
量が多い、量すぎる など

少量から大量まで
お気軽にご相談ください。

本・DVD・CDの出張買取専門店
スマイルブック 10:00～23:00
（年中無休）
TEL: 0120-06-2667
http://books-smile.com/

古物商許可番号：岐阜県公安委員会許可第 53101000835 号